

第五十二号議案

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二十六の項の次に次のように加える。

二十七 東京都出産・子育て応援事業の育児用品等の提供に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる事務を追加する必要がある。

第五十二号議案

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例